

## 要望書（回答）

### 1. 地域における雇用対策の拡充

#### (1) 地域における雇用対策推進体制の確立

北海道労働政策協定に基づき、女性や、若年者、中高年齢者、高齢者、障がい者、外国人材など多様な働き手の就業支援や職業能力開発など産業人材の育成を促進すると同時に、安心して働くことができる環境づくりを進めることや、「ネットワーク会議」を活用し(総合)振興局や関係機関との継続的な連携をはかり、雇用の創出・安定に取り組むこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市としましては、結婚や出産を機に離職した女性や建設業に就労意欲のある若者等を対象として、研修や職場実習・職場体験を通じて人材育成を図る就業支援事業のほか、離職防止等処遇改善事業をとおして企業における働きやすい職場づくりを支援しております。令和2年度には「苫小牧市技能習得奨励金」を創設し、道立苫小牧高等技術専門学院の入校を促進し、ものづくり産業で活躍する人材の育成・輩出を図っております。

また、「胆振地域雇用ネットワーク会議」への参加等を通じて、引き続き関係機関と連携しながら、多様な働き手が意欲を持って働ける社会の実現を目指し取り組んでまいります。

#### (2) 若年者の早期離職防止

##### ① 新卒者を含む若年者と中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市が運営する無料就職マッチングサイト「とまジョブ」では、若者をはじめ、市内外の求職者に向けて、市内企業の魅力を広く発信し、人材確保を支援しております。

また、合同就職説明会の開催や市内や近郊の高校生等を対象とした職場見学とセミナーを組み合わせたバスツアーを開催するなど、引き続き新卒者や若者と地元企業との縁づくりを促進します。

##### ② 道内の高卒3年以内の離職率は44.6(前年45.5)%、また、従業員数が少ないほど離職率が高く、依然として改善傾向が見られない。就職活動時には、ユースエ

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和3年3月5日

ール認定企業の紹介や周知、職場定着に向け、採用後のミスマッチを少なくするための一層の取り組みとして、インターンシップ受け入れ企業の拡充、新入社員教育時や入社後教育時のフォロー、若者の相談窓口や声・意見を吸収・把握する体制整備、ワークルール教育の機会、「人材確保等支援助成金」を有効活用した離職防止などについて、産学官連携した取り組みを行うこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

就職マッチングサイト「とまジョブ」では、若者の就職選択の優先条件となる、有給取得率、離職率、ユースエールなどの認定の有無などを掲載し、企業の魅力を広く周知しております。

また、従業員の職場定着を図るため、離職防止等処遇改善事業では、従業員満足度調査（ES調査）による課題把握や、円滑な職場環境づくりのための研修、会社の垣根を超えた新入社員フォロー研修などを実施し、企業における誰もが働きやすい職場づくりを支援しております。

厚生労働省の「人材確保等支援助成金」についても、市ホームページで活用の周知をするなど、魅力ある職場づくりを支援することで、人材確保を図ってまいります。

### (3) 就職氷河期世代対策および雇用維持

- ① 就職氷河期世代(30歳代から40歳半ば)には、正社員になりたくてもなれない、所謂不本意非正規労働者が数多くいる。社会人採用枠を活用し、不本意非正規労働者を正職員として採用をすること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

本市では、令和2年度に社会人枠の採用を実施しております。今後も必要に応じ検討してまいります。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により企業業績が悪化することによって、解雇される労働者が増加している。「雇用調整助成金」など、あらゆる給付金・助成金・補助金を企業に周知し、雇用維持に努めるよう促すこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小を余儀なくされた事業主に対し、国では現在、雇用調整助成金の補助率や補助上限額を引き上げた特例措置を設けており

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和3年3月5日

ます。

市としましては、ホームページや広報、SNSなどで、雇用調整助成金の特例措置について周知するとともに、「中小事業者持続化支援金」、「雇用調整助成金等申請費用補助金」といった市の支援策と合わせて周知することにより、事業者に対し雇用調整助成金の活用を促しております。

#### (4) 自治体における非正規職員等の不安定雇用の解消

- ① 2020年4月から「地方公務員法・地方自治法の一部改正」に伴う会計年度任用職員制度がスタートしたが、一時金(2.55月未満)や昇給(4号俸未満)、諸手当、休暇制度の整備など、常勤職員との均衡・権衡といった法改正の趣旨を十分に踏まえた処遇となっていないことから、同一自治体における常勤職員と同様の改善を図ること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

会計年度任用職員制度については、職務内容や職責などに応じ、正規職員等の水準と均衡を図りながら適切な運用となるよう努めてまいります。

- ② 本来、常勤職員が行うべき業務について、現在、会計年度任用職員が担っている場合は、常勤職員としての職の配置・増員と、現に業務を担っている会計年度任用職員を常勤職員に移行すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

恒常的業務については、正規職員の配置に努めてまいります。

- ③ 短時間の会計年度任用職員のうち約4人に1人が週35時間以上勤務となっている。財政上の制約を理由とした合理的な理由なく短い勤務時間を設定することは、法改正の趣旨に沿わないことから、業務実態や時間外勤務の状況等も考慮し、少なくとも週所定35時間以上勤務の会計年度任用職員については、フルタイムに切り替えること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

国の制度等を踏まえ、適切に対応してまいります。

- ④ 会計年度任用職員の再度の任用に関して、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取り扱いの原則などから避けるべきものであり、現在、再度の任用に上限を設けている場合は、その撤廃を行うこと。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

国の制度等を踏まえ、適切に対応してまいります。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大による、学校の休校や公共施設の閉館等を余儀なくされる場合も、業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させるなど、会計年度任用職員等の働く場を確保すること。やむを得ず休業させる場合であっても給与の全額を休業手当等として支給すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

業務内容の変更等に努めるとともに、感染症拡大防止休暇の取得を勧奨してまいります。

- ⑥ 会計年度任用職員の処遇改善に必要となる財源確保に向けて、引き続き、国への働きかけを強めること。

【回答】（財政部財政課 担当）

会計年度任用職員制度の趣旨に沿って適正に対応してまいります。

## 2. 安心・安全な住民生活を支える町づくりの推進

### (1) 災害時における支援体制の整備

- ① 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

市としましては、災害時における受援体制の整備は、大変重要であると認識していることから、地域防災計画に受援に係る組織体制などを追記したほか、災害時における事務分掌においても新たに受援班を設けるなど、受援体制の構築を進めてきたところです。

- ② 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化すること。また、外国人の防災対策に関しては、避難訓練時のアナウンスや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達を支援する体制を整備すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

平成30年の胆振東部地震での教訓を踏まえ、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した環境整備のほか、外国人対応についても避難所運営マニュアルに新たに追記したところでございます。

今後は、訓練等を通じてマニュアルの実効性を検証し、必要に応じて見直しを図り、避難所における要配慮者支援のさらなる強化につなげてまいります。

- ③ 病院、介護保険施設、居住系サービス、福祉施設等における避難計画・体制を見直すとともに、同計画にもとづき職員・入所者等に対する防災教育や避難訓練の実施を徹底すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

市としましては、近年全国各地で自然災害が頻発している状況を踏まえ、要配慮者施設に限らず様々な業種・業態の事業者において、あらかじめ避難計画等を策定することは施設利用者等の安全を確保するうえでも大変重要であると認識しており、これまでも各施設等で避難計画等を策定する際の支援・相談等を行っている状況でございます。

今後も引き続き関係部署との連携を図りつつ、各施設の立地条件や避難環境に応じた

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和3年3月5日

支援等について個別具体的な支援を継続してまいります。

- ④ 被災地や避難所における感染性疾患の拡大を防止する観点から、様々な災害時に対応する感染症抑制の知見や経験を普及し、避難所の数の確保、換気装置の整備など、平時から対策を講じること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

避難所における感染症対策は必須であると認識していることから、通常よりもより多くの避難所を開設して収容スペースを確保するとともに、住民の避難行動においても、指定避難所への避難の他に、安全が確保できる場合には、在宅避難や親せき、知人宅等への避難といったいわゆる分散避難についても市民周知を図り、避難所の3密防止に努めてきたところです。

また、避難所運営マニュアルの見直しを行い、感染症対策として施設の消毒や換気についても定期的に行うことを明記したほか、避難所担当職員を対象とした研修を行うなど避難所運営における感染症対策の強化を進めております。

- ⑤ 災害時でも地域住民に対する医療・介護サービスを提供できるよう、広域的な医療と介護の連携体制を構築すること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

医療分野における連携システムの構築に関しては、現在、苫小牧市医師会と協議を行っているところであり、災害時においても有機的な連携が図られるよう、協議を促進させてまいります。

（福祉部介護福祉課 担当）

災害時においても切れ目のない医療・介護サービスを提供できるよう、庁内や関係機関と情報共有を図りながら、地域の医療・介護資源の把握、医療・介護に関する相談支援等を実施し、医療と介護の連携体制構築に取り組んでまいります。

- ⑥ 避難所における被災者の健康状態を維持するため、マスク、消毒用エタノールなど消毒剤、総合感冒薬、うがい薬等の分散備蓄体制を構築し、衛生環境を保持すること。併せて、乳幼児の健康状態を確保するために特に必要となる水、粉ミルク、アレルギー食、清潔な環境などの確保に十分配慮した避難体制を構築すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

避難所における感染症対策として、本市では令和2年度に地方創生臨時交付金を活用し、各指定避難所にマスクや消毒液などを整備してまいりました。

また、乳幼児の避難者を想定した備蓄品についても苫小牧市災害時備蓄計画の中で備蓄品目や備蓄目標を個別具体的に設定し、整備を進めているところでございます。

(2) 介護サービス提供体制の整備と感染症への対応

- ① 仕事と介護を両立し安心して生活できるよう、地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、任意事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組むこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域包括支援センターの機能強化を進めるとともに、地域住民や多様な関係者と協働し、地域支援事業に取り組んでまいります。また、要介護認定の適正化や介護給付費通知の送付など、介護給付費の適正化に向けた取組を継続するほか、介護を行っている家族等からの相談に対応し、介護の方法を伝え、必要に応じて関係機関と連携するなど、家族介護支援に取り組んでまいります。

- ② 単身者を含む要介護者の在宅生活と家族の就労生活に影響を及ぼさないよう、生活援助中心型の訪問介護サービスについて、利用回数が一定以上のケアプランを検証する際には、サービス利用者の生活実態に即して判断することとし、画一的な運用で一律に利用回数を制限しないこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

生活援助中心型の訪問型サービスについては、利用者の個別の事情に応じて判断されることから、画一的な利用制限は適切ではないと考えております。今後についても、利用者の自立支援及び重度化防止において効果的なサービス提供となるよう取り組んでまいります。

- ③ 認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の配置を確実に進めること。また、認知症の人が安易に入院しないよう、地域での支援体制を整備

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和3年3月5日

すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

平成30年度より、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員は、全国の自治体に配置されております。また、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き関係者との連携を図りながら、地域での見守り体制の整備等進めてまいります。

- ④ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、国民健康保険制度等により傷病手当金を支給できるよう、必要な条例を制定するとともに、周知すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

国民健康保険等における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金について、北海道からも感染拡大防止の観点から市町村での実施が望ましいとの考えが示され、本市においても条例制定等給付体制を整えたものでございます。今後につきましても、国の動向を注視しつつ周知に努めたいと考えております。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の施設への応援体制、介護職員の応援派遣など、介護崩壊しないシステムの構築に取り組むこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

現在、北海道では、新型コロナウイルス感染症発生により社会福祉施設等の複数の介護職員が感染し、介護職員が不足した場合に、他の社会福祉施設等から当該社会福祉施設に職員を派遣する介護職員等派遣事業に取り組んでおり、本市も北海道と連携して対応しております。また、本市の社会福祉施設で集団感染が発生した場合については、利用者の健康管理、生活介護等の維持の支援、施設における感染拡大防止に向けた対応など、北海道や保健所と共に対応してまいります。

- ⑥ 新型コロナ陽性者はもちろん、医療・介護従事者をはじめエッセンシャルワーカーへの不当な差別や偏見、誹謗中傷をなくすため、管内のあらゆる企業・団体等と連携して啓発活動に取り組むこと。

【回答】（健康子ども部健康支援課 担当）



団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和3年3月5日

新型コロナウイルス感染症に関連する不確かな情報、デマなどにより、感染された方などに対する不当な扱いや嫌がらせ、差別、偏見につながることはないよう、苫小牧市では市民、企業等に呼び掛けているところです。

### (3) 住民生活を支える地域公共交通の確保

- ① 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、改正「地域公共交通活性化再生法」を踏まえ、クロスセクター効果に着目した「地域公共交通計画」を策定し、まちづくりと一体となった公共交通の維持・確保を図ること。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求めること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「苫小牧市公共交通協議会」を組織し、現在、本協議会において「苫小牧市地域公共交通計画」の策定に向けた協議を行っているところであり、今後、クロスセクター効果を踏まえながら、将来に向けた持続可能な公共交通ネットワークの形成、地域の移動手段の確保に努めてまいります。

本協議会には、有識者、市内路線バス事業者の労働組合の代表、公募委員、道立高等学校教頭、社会福祉協議会、町内会連合会、老人クラブ連合会など、日ごろからバスを利用される方に関連する団体などから委員として参画していただいております。

- ② 広域な交通ネットワークの確立に向けて、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参画による「地域公共交通計画」の策定に取り組むこと。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

「苫小牧市地域公共交通計画」の策定にあたりましては、「苫小牧市公共交通協議会」の委員として、市内外を運行するバス事業者や鉄道事業者、タクシー事業者に参画していただき、協議を行っております。

広域交通ネットワークの確立に向けては、近隣の自治体と連携を図りながら、本計画における公共交通利用促進などの取組を行ってまいります。

- ③ いわゆる「ライドシェア」などの新たな有償旅客運送事業について、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないこ

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和3年3月5日

と。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

自家用車を用いた有償運送は、バスやタクシー事業者が公共交通サービスを提供することが困難な交通空白地域に限り、特例的に認められておりますが、本市においては、交通空白地域に該当しないことから、現時点でライドシェアを導入する予定はしていません。

④ 新型コロナウイルスの感染拡大に対応して、地域の交通事業者が十分な感染防止対策を講ずることが出来るよう、継続的な支援に取り組むこと。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

公共交通事業者等に対しましては、令和2年度において、事業者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策に要する費用への支援を行っているところでございます。

依然として利用者が回復しておらず、公共交通事業者は大変厳しい経営が続いている状況において、今後も運行を継続していただくため、国の地方創生臨時交付金を活用して再度、市としての支援を行うこととしております。

### 3. 自治体財政の確立

- ① 地方の税収は厳しくなることが予想される一方で、地方の行政ニーズは新型コロナウイルス感染症対策により一層の多様化・増加が見込まれることから、地方の行政需要に対応した財源の安定的な確保に向けて、国への働きかけを強めること。
  
- ② コロナ禍で広く市民に認識されたエッセンシャルな存在である自治体職員は、地域住民の生命を守り、市民生活を保障するために奮闘している。市民の安全・安心の確保に向けて、持続可能な公共サービスを提供・拡充するため、公共サービスに対する財政的基盤の確保と、そのもとの処遇改善・人員確保を一体的に取り組む必要がある。特に、新型コロナウイルス禍に便乗した自治体財政不足を理由とする給与等の独自削減は、市民にとって不可欠なサービスを提供する職員の士気低下につながることから厳に慎むこと。財源不足への対応として、引き続き、国への要請を強化するとともに、コロナ禍のもとで、不実施または減額となる事務事業の洗い出しや、急を要さない事務事業の休止や縮小などの見直し等により財源確保を行うこと。

#### 【回答】（財政部財政課 担当）

令和2年度予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により執行が難しい事業については中止となる事業もありましたが、今後も感染症の状況に応じた財政運営が必要と考えます。

地方財政はますます厳しい見通しであり、引き続き、地方の一般財源の確保が重要と考えますので、財政状況により市民サービスの低下とならないよう、全国市長会等を通じ、財源の確保・充実について国に要望してまいります。